

総合労働相談所運営規程

(目的)

第1条 個別労働関係紛争(労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争)について、その未然の防止及び早期の解決をはかるため県会の下に常設機関として労働相談所を設置する。

(名称)

第2条 労働相談所の名称は山梨県社会保険労務士会総合労働相談所(以下「相談所」と称する。)とする。

(相談所の業務)

第3条 相談所は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 労働者又は事業主等(以下「相談者」という。)からの個別労働関係紛争に関する相談(以下「相談」という。)に対して、適切な指導・助言等を行うこと。
- (2) 関係行政機関、関係団体等と連携をとり、相談事案の解決のために必要な協力体制をとること。
- (3) 相談料は無料とする。

(構成)

第4条 相談所は運営委員および相談員をもって構成する。

- 2 運営委員は相談所の運営に当たるものとし、相談員は相談に当たるものとする。
- 3 運営委員は次の者とする。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 事務局長
- ④ 相談所長
- ⑥ 副相談所長

- 4 運営委員で構成する運営会議で、相談所の運営に関する事項を審議決定する。
- 5 運営会議の議長は、相談所長が務める。
- 6 相談所長は、本会理事会にて選任する。
- 7 副相談所長は、相談所長が相談員の中から選任し、本会理事会の了承を得る。
- 8 相談所長は、相談所を統括し、相談所の円滑な運営を図り、相談所の運営状況・相談件数・相談内容等を理事会に報告する。
- 9 副相談所長は、相談所長を補佐して相談所の運営管理にあたる。

(相談員の選任)

第5条 相談員は、別に定める基準に基づき、相談員になろうとする会員希望者から相談所長が人選し、理事会の承認を得る。

- 2 相談員の任期は、会則第18条の規定に準ずるものとする。

(顧問)

第6条 相談所は必要に応じ弁護士等の有識者を顧問に委嘱することができる。

(相談日)

第7条 相談日は、原則として事務局の就業日とし、相談申込のないときは開かない。

- 2 相談時間は10時30～12時、13時～14時30分、14時30分～16時とし、原則として2名の相談員で行う。
- 3 相談者のやむを得ない事情により、事務局の就業日以外に相談を行う場合は、相談所長が会長の承認を得て決めることができる。

(相談の受付と相談方法)

第8条 事務局は、相談者から予め相談申込を電話またはFAX等で受け付ける。

2 相談所長は、相談員を決める。

3 相談は面接方式とし原則として事務局内で行う。電話相談は行わない。

4 相談員は、相談後相談記録を作成し、相談所経由で会に提出する。

5 相談事務処理の細則および様式は、別途運営会議の議を経て決める。

(相談所の事務)

第9条 相談所の事務(相談業務を除く。)は、事務局が処理する。

(秘密を守る義務)

第10条 相談員、運営委員および事務局職員は、相談所の業務に関して知り得た秘密を他に漏らしたり盗用してはならない。その職でなくなった後においても同様とする。

(相談員の謝金)

第11条 相談員の謝金は、1相談日につき10,000円を限度(1件5,000円、2件7,500円、3件10,000円)とする。

(相談員研修)

第12条 相談員の資質・能力の向上および相談所業務の円滑な推進をはかることを目的にして、必要な研修を行う。

(改定)

第13条 この要綱は、運営会議の議を経て、理事会の承認を得て改正することができる。

付 則

1. この規程は平成29年1月10日より実施する。